

令和2年度本補助金を申請いただいた方へ

本補助金は令和2年度と取扱いが異なりますので、本補助金を申請されたことがあるかたはご一読ください。

事項	令和2年度 (変更前)	令和3年度 (変更後)
申請時期	事業実施後	(交付申請) 事業実施 30 日前まで ただし 4 月 1 日から 5 月 31 日までに実施する事業については 事後申請も可能 (実績報告) 事業実施後 30 日以内か令和 4 年 3 月 31 日の早い日までに 提出
提出書類	・新潟市文化施設等利用促進支援事業補助金申請書兼実績 報告書及び同様式で定める書類	(交付申請) ・新潟市文化施設等利用促進支援事業補助金交付申請書及 び同様式で定める書類 (実績報告) ・新潟市文化施設等利用促進支援事業補助金申請書兼実績 報告書及び同様式で定める書類
交付回数	制限なし	同一の申請者による上限は2回
補助対象経費	文化施設等の使用料及び付帯設備の使用料(本番及び本番と 連続したりハーサルのために利用したものに限る)	・文化施設等の使用料及び付帯設備の使用料(本番及び本番 と連続したりハーサルのために利用したものに限る) ・感染防止対策に必要な経費(消耗品費、備品のリース費、新 型コロナウイルスに関する検査費用)
補助率(上限額)	令和 2 年 9 月 30 日以前 10/10 (50 万円) 令和 2 年 10 月 1 日以降 1/2 (50 万円)	文化施設等の使用料及び付帯設備の使用料 1/2(10 万円) 感染防止対策に必要な経費 10/10(5 万円)
補助対象事業	市のガイドラインに沿って、広く市民に文化芸術の鑑賞機会を提 供したもの。(事業収支の赤字黒字は問わない)	市のガイドラインに沿って、広く市民に文化芸術の鑑賞機会を提 供したもので利益の発生しない事業

申請前に募集要項をよく確認していただき、不明点があれば事前にアーツカウンシル新潟(025-378-4690)にお問合せください。